

長 建 協 発 第 5 4 4 号
平成 2 8 年 3 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、高齢化の進展等により、健康上何らかの問題や疾病を抱えながら働く方々が増加する傾向にあります。

一方で、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まっており、例えば、がんの治療のため、仕事をもちながら通院している方は33万人に上るという推計もあります。

しかしながら、疾病を抱える方の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができなかつたり、疾病に対する自分自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制不足により、治療と仕事を両立することが困難になったり、離職を余儀なくされたりする事例がみられ、また、多くの企業が疾病を抱えた従業員の対応に苦慮しているという現状もあります。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省において、治療と職業生活の両立支援を促進するための企業向けガイドラインが定められるとともに、参考資料として、がん患者に対する支援に役立つよう、がんに関する基本情報や支援にあたっての留意事項が「がんに関する留意事項」としてまとめられたところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局長、健康局長及び職業安定局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。